

## 土地改良区からのお願い

### 限られた水を有効に利用しましょう

#### 1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。  
 ※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

#### 2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

#### 3. **適正な水門、堰板の管理をしましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

## 相続登記の義務化について

相続登記の申請が、令和6年4月1日より義務化されました。相続により（遺言による場合を含む）不動産を取得した相続人は、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、その成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しい内容は、法務省のホームページ等でご確認ください。

**農地を貸借・転用した場合は、  
届出を忘れずをお願いします！**

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてまいりますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。  
届出は、毎年3月31日までにお願いします。  
届出用紙が必要な場合は、ご連絡ください。

【賦課金現金納付の組合員様】

**コンビニにてお支払い** できるようになりました

賦課金の現金納付については、利便性の向上のため、**コンビニエンスストア**でのお支払いが可能となりました。お近くのコンビニエンスストアで24時間・365日お支払いいただくことができますので、是非ご利用ください。

JA・待矢場窓口でも、これまで通りお支払い可能です。郵便局をご希望の場合は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 **0276 (33) 7181**



### 皆様のご協力をお願いします！

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。

お  
く  
や  
み

ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

元総代（太田市宝泉地区） 五十嵐貞雄 様 令和5年7月ご逝去